

この報告書は、前年度4月1日～3月31日までに交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)について提出するものです。

なお、1次マニフェスト発行者は、1次マニフェストまでの流れを、
2次マニフェスト発行者は、2次マニフェストの流れをそれぞれ記入してください。

記入例 1

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(前年度)

① 〇〇年〇〇月〇〇日

② 大津市長

報告者
住所 ③ 大津市〇〇町〇ー〇
氏名 (株)〇〇〇工業 代表取締役 〇〇〇〇
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 077-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、前年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	(株)〇〇〇工業 ④	業種	一般機械器具製造業 ⑥						
事業場の所在地	大津市〇〇町△△ ⑤	電話番号	077-〇〇〇-〇〇〇〇						
番号	産業廃棄物の種類 ⑦	排出量(t) ⑧	管理票の交付枚数 ⑨	運搬受託者の許可番号 ⑩	運搬受託者の氏名又は名称 ⑪	運搬先の住所 ⑫	処分受託者の許可番号 ⑬	処分受託者の氏名又は名称 ⑭	処分場所の住所 ⑮
1	木くず	4.08	3	2500*****	〇〇興産(株)	〇〇県△△市□□町●ー●	***40*****	〇〇木材工業(株)	
2	廃プラスチック類	4.52	8	11500*****	〇〇環境保全(株)	大津市〇〇△丁目●ー●	2520*****	(株)〇〇リサイクルセンター	
3	ガラス・コンクリート陶磁器くず	30	10	115*****	(株)〇〇〇	〇〇県△△市□□町●●●			
				10***	〇〇〇運輸(株)	〇〇県△△郡□□町●●	**20*****	(株)〇〇環境開発	

産業廃棄物管理票交付等状況報告書追加様式(大津市作成)

事業場の名称	(株)〇〇〇工業 ⑬	ページ番号	2/2 ⑭						
番号 ⑮	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
4	廃油	150	15	2501*****	〇〇〇(株)	大津市〇〇△丁目□ー□	11520*****	〇〇〇(株)	
5	廃油(特管)	50	5	25501*****	〇〇〇(株)	同上	11570*****	同上	

チェック項目

- ① 「日付」は記入されていますか？
- ② 宛先は「大津市長」宛になっていますか？
- ③ 「住所」「法人名（個人の場合は、個人名）」「代表者氏名」「電話番号」は記入されていますか？
代表者氏名は法人の特定の部署長でもかまいません。
- ④ 「事業所の名称」が記入されていますか？
- ⑤ 事業所の所在地は「大津市内」ですか？

※滋賀県内の大津市以外であれば、滋賀県循環社会推進課へ提出してください。

建設工事で、所在地が一定しない現場や短期間で終了する現場が複数ある場合は、大津市内の工事を管轄する支社及び営業所等单位でまとめて報告しても構いません。その場合、「事業場の名称」は、「大津市管轄内事業場」と「事業場の所在地」は、「大津市管轄区域内」と明記してください。

⑥ 業種は「日本標準産業分類の**中分類**」の名称で記入されていますか？

なお、中分類番号を付記していただいてもかまいません。分類が不明な場合は[分類一覧](#)を参照。

⑦ 産業廃棄物の種類（**20種**）及び委託先ごとに記入されていますか？

特別管理産業廃棄物はその旨を記入してください。

産業廃棄物の種類
廃油
(特管)

⑧ 排出量は「トン」単位で記入されていますか？

m³や、Lの場合はトンへ変換をお願いします。変換方法は、
実際の重さを計測している場合は、その実数を、
自社で換算係数を定めているなど算出できる場合はその値を、
定めていない場合は、環境省の[換算係数](#)から算出した値を、
それぞれ記入してください。

⑨ 管理票の交付枚数は記入されていますか？

⑩ 運搬受託者の許可番号は記入されていますか？

また、番号は25（滋賀県）、115（大津市）から始まり、
業の種類が0又は1（特別管理産業廃棄物の場合は5又は6）であ
る、10又は11桁となっていますか？

許可番号の例

都道府県市番号			都道府県自由番号			
1	1	5	0	0	1	2 3 4 5 6
業の種類			固有番号			

⑪ 運搬受託者の氏名又は名称は記入されていますか？

⑫ 運搬先の住所は、**運搬先の事業所の所在地**ですか？

※処分受託者の本社住所等ではありません。

⑬ 処分受託者の許可番号は記入されていますか？

また、番号は運搬先の都道府県市の番号から始まり、
業の種類が2～4（特別管理産業廃棄物の場合は7～9）である、
10又は11桁となっていますか？

※ ⑩、⑬の許可番号は、委託契約書に添付されている許可証の写しでご確認ください。

⑭ 処分受託者の氏名又は名称は記入されていますか？

⑮ 処分場所の住所は備考6に記載の通り、運搬先と同じ住所ならば、「空欄」となっていますか？

⑯ 区間委託（積み替え保管）をした場合は、その部分について「括弧」などによりわかるようにしていますか？

また、運搬先の住所に「積み替え保管場所の住所」が記入されていますか？

なお、処分受託者の許可番号から右側の項目は「空白」となります。

また、積み替えた後の運搬受託者の
許可番号は「積み替え保管場所」を
所管する都道府県市の許可番号を
記入。

都道府県市番号の確認

積み替え保管をした運搬
受託者の許可番号の業に

1（積替保管）又は

6（特別管理産業廃棄物の積替保管）が入っているか確認

運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称
11500*****	(株)○○○	○○県△△市□□町●●●		
10***	○○○運輸(株)	○○県△△郡□□町●●●	**20*****	(株)○○環境開発

- ⑰ 法定様式と同様の事業場の名称を記入していますか？
- ⑱ ページ番号は記入されていますか？総ページは法定様式を含めた数となります。
- ⑲ 追加様式の番号は「法定様式から続く番号」になっていますか？

記入例 2

産業廃棄物管理票交付等状況報告書追加様式(大津市作成)					事業場の名称		(株)〇〇〇工業		ページ番号 2／2	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
4	廃油	150	15	2501*****	〇〇〇(株)	大津市〇〇△丁目□-□	11520*****	〇〇〇(株)		
5	廃油(特管)	50	5	25501*****	〇〇〇(株)	同上	11570*****	同上		
I. 6	がれき類	10	2	-	(自己運搬)	〇〇県△△市□□町●●●	**40*****	(株)〇〇環境開発		
II. 7	燃え殻	500	50	*****	(株)〇〇工業	〇〇県△△市□□町●●●	**20*****	(株)〇〇環境開発		
III. 8	がれき類	120	30	i. 115*****	運搬受託者A	〇〇市□□町●●番地				
				ii. **1*****	積替保管のみ受託者B	積替保管のみ				
				iii. *****	運搬受託者C	〇〇県△△郡□□町●●●	**4*****	処分受託者D		

チェック項目

- I. 自己運搬した場合
- 運搬受託者の氏名又は名称に「自己運搬」と記入されていますか？
- II. 中間処理業者自らが処理後の産業廃棄物を最終処分場へ運搬（2次マニフェスト発行分）した場合
- 「運搬受託者許可番号」が記入されていますか？中間処理後の産業廃棄物を中間処理業者が運搬することは、自己運搬ではありません。
- III. 区間委託をした場合 2
- IIIの例
- 排出事業者 → 運搬受託者A → 〇〇倉庫 〇〇市〇〇町 〇〇1234 番地 → 運搬受託者C → 〇〇処分場 〇〇県△△郡 △町□□
- 積替保管のみ受託者B
- 処分受託者Dの中間処理場所又は最終処分場所
- 運搬受託者の許可番号は
- i. 2 5（滋賀県）、1 1 5（大津市）から始まり、業の種類は0又は1（特別管理産業廃棄物の場合は5又は6）ですか？
- ii. 積替保管場所の都道府県市番号から始まっていますか？
- また、業の種類は1（積替保管）又は6（特別管理産業廃棄物の積替保管）になっていますか？
- iii. 積替保管場所の都道府県市番号から始まっていますか？業の種類は0又は1（特別管理産業廃棄物の場合は5又は6）ですか？
- 積替保管のみ受託者の運搬先の住所は、「積替保管のみ」と記入されていますか？
- 処分受託者の許可番号は運搬先の都道府県市番号から始まっていますか？

日本標準産業分類の中分類一覧

A 農業，林業	G 情報通信業	L 学術研究，専門・技術サービス業
01 農業	37 通信業	71 学術・開発研究機関
02 林業	38 放送業	72 専門サービス業 (他に分類されないもの)
B 漁業	39 情報サービス業	73 広告業
03 漁業（水産養殖業を除く）	40 インターネット附随サービス業	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
04 水産養殖業	41 映像・音声・文字情報制作業	M 宿泊業，飲食サービス業
C 鉱業，採石業，砂利採取業	H 運輸業，郵便業	75 宿泊業
05 鉱業，採石業，砂利採取業	42 鉄道業	76 飲食店
D 建設業	43 道路旅客運送業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
06 総合工事業	44 道路貨物運送業	N 生活関連サービス業，娯楽業
07 職別工事業(設備工事業を除く)	45 水運業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
08 設備工事業	46 航空運輸業	79 その他の生活関連サービス業
E 製造業	47 倉庫業	80 娯楽業
09 食料品製造業	48 運輸に附帯するサービス業	O 教育，学習支援業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	49 郵便業（信書便事業を含む）	81 学校教育
11 繊維工業	I 卸売業，小売業	82 その他の教育，学習支援業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	50 各種商品卸売業	P 医療，福祉
13 家具・装備品製造業	51 繊維・衣服等卸売業	83 医療業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	52 飲食料品卸売業	84 保健衛生
15 印刷・同関連業	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業業
16 化学工業	54 機械器具卸売業	Q 複合サービス事業
17 石油製品・石炭製品製造業	55 その他の卸売業	86 郵便局
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	56 各種商品小売業	87 協同組合 (他に分類されないもの)
19 ゴム製品製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	R サービス業 (他に分類されないもの)
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	58 飲食料品小売業	88 廃棄物処理業
21 窯業・土石製品製造業	59 機械器具小売業	89 自動車整備業
22 鉄鋼業	60 その他の小売業	90 機械等修理業（別掲を除く）
23 非鉄金属製造業	61 無店舗小売業	91 職業紹介・労働者派遣業
24 金属製品製造業	J 金融業，保険業	92 その他の事業サービス業
25 はん用機械器具製造業	62 銀行業	93 政治・経済・文化団体
26 生産用機械器具製造業	63 協同組織金融業	94 宗教
27 業務用機械器具製造業	64 貸金業，クレジットカード業等 非預金信用機関	95 その他のサービス業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	65 金融商品取引業，商品先物取引業	96 外国公務
29 電気機械器具製造業	66 補助的金融業等	S 公務（他に分類されるものを除く）
30 情報通信機械器具製造業	67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	97 国家公務
31 輸送用機械器具製造業	K 不動産業，物品賃貸業	98 地方公務
32 その他の製造業	68 不動産取引業	T 分類不能の産業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	69 不動産賃貸業・管理業	99 分類不能の産業
33 電気業	70 物品賃貸業	
34 ガス業		
35 熱供給業		
36 水道業		

産業廃棄物の種類

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト、洗車場汚泥、建設汚泥
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングブロックくず、耐火レンガくず、廃石膏ボード、陶磁器くず
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルトの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、DNX 特措法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設において集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医療品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処分場において処分した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）		

石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築または除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの。石綿を含む建材であって、廃石綿等に該当しないもの（飛散性のない石綿スレート管、P タイル、窯業系サイディングなど）。対象となる産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類が想定される。
水銀使用製品産業廃棄物	水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもの。（ボタン電池、医療用計測機器類、蛍光灯、水銀スイッチ・リレー、ワクチン保存剤（チメロサール）が産業廃棄物となったものなど）
水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、水銀又はその化合物中の水銀をその重量の 15mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は 15mg/L）を超えて含有するもの。

廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

注1. 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）です。

注2. 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠します。

注3. 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

例. 廃プラスチック類を、12m³排出した場合

$$\text{体積 } 12 \text{ m}^3 \times \text{換算係数 } 0.35 = \underline{\underline{4.2 \text{ t}}}$$